

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋地下2階、復水脱塩装置ドレンストレナ室前の換気空調系排気ダクトの継目部において、割れがあり空気の吸い込みが認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
2	4号機	プロセス放射線モニター系主排気筒放射線モニター(B)において、当該モニターの指示が僅かに上昇($4.8s^{-1} \rightarrow 5.0s^{-1}$)していることが認められたため、当該指示変動の原因調査。 なお、主排気筒放射線モニター(A)の指示については、 $4.5s^{-1}$ 程度で変化無し。	GⅢ	
3	4号機	中性子計装系起動領域モニターのチャンネル(E)において、「機器動作不能(検出器印加電圧低 0.0V (他チャンネルは200.0V))」警報の発生が認められたため、当該警報発生の原因調査。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置pH計(A)において、指示不良(高電導度廃液系収集タンクへの苛性ソーダ注入による中和操作時、pH値変動無し)が認められたため、当該pH計を点検・修理。	GⅢ	